

日本古代年号攷序説 — 七世紀「年号」をめぐって —

亀井輝一郎

社会科教育講座

(平成十八年十月一日受理)

(二)

わが国で現在使われている年号「平成」(元号ともいう。小稿では史料による場合の他は原則として年号を使用する)は、昭和五十四年(一九七九)年六月に施行された『元号法』によって定められた最初の年号である。同法では「①元号は、政令で定める。②元号は、皇位の継承があつた場合に限り改める」とあって、年号と皇位継承の関係が明確に規定された。即ち、天皇の在位期間と年号の存続期間が一致する「一世一元の原則」が、新憲法下で改めて法律として定められたのである。

この「一世一元の原則」は早く明治元(一八六八)年九月の改元詔書などで採用されているが、明治二十二(一八八九)年の『皇室典範』第十二条「践祚ノ後元号ヲ建テ一世ノ間ニ再ヒ改メサルコト明治元年ノ定制ニ從フ」を経て、同四十二(一九〇九)年二月の『登極令』第二条に「天皇践祚ノ後ハ直ニ元号ヲ改ム」、第三条に「元号ハ詔書ヲ以テ之ヲ公布ス」と定められた。しかしながら第二次世界大戦敗戦後の新しい憲法や皇室典範には年号に関する条文はなく、昭和二十二(一九四七)年

以降は五十四年の『元号法』制定まで、法的根拠のないままの状態で年号は慣習的に存続していたのである。その『元号法』が『登極令』の焼き直しであったことは明白で、その流れは平成十一(一九九九)年八月施行の『国旗及び国歌に関する法律』へと続くのであった。

明治時代に採用された「一世一元の原則」の存在を、それ以前の時期の年号に見い出すことはできない。在位期間などの要因はあるが、一代の天皇に複数年号が常態であったといつてよい。その点でこの「原則」に基づく明治以後の年号は、それまでの年号とは趣を異にする近代天皇制に特徴的なものであった。しかも在位中に使用した年号が天皇死後にその謚号に転用されるのは、孝明天皇までは例がなく、明治天皇以後に見られる近代天皇制下の年号のもつ特性の一つといつてよいであろう。

わが国では大化から平成まで二五四(北朝の年号十七を含む)の年号が制定・使用してきた。明治改元を区切りに大きくは二分され性格を異にするが、年号は八世紀の「大宝」以後途切れることなく今日まで現実に存続している。しかしながら、大宝に先立つ七世紀の「年号」、わ

が国最初の年号として『日本書紀』に記されている「大化」と「白雉」は孝徳天皇治世の年号で連続しているが、次の「朱鳥」は天武天皇晩年に制定されたものであって白雉から三十二年の、また八世紀の大宝まではそれからさらに十五年の空白がある。こうしたことも相俟つて、七世紀の年号についてはその存否・性格等をめぐって意見の対立がある^②。

小稿では年号の持つ政治性や我が国の律令国家成立^③」「近代化」との関わりのなかで、七世紀の年号についていささかの整理を行いたい。

(1)

年号の起源が古代中国にあり、皇帝支配と不可分の関係にあることは言を待たないが、顏師古が「自レ古帝王未^レ有^レ年號[、]始起^レ於此^④」と注したように、文字どおり元を建てた前漢の武帝の「建元」（紀元前一四〇年）が最初の年号であるといわれている。その根底には天帝の命を受けてこの地上を支配する天子＝中国の帝王は、時（時間）を支配し人々に時を授ける権能を有する唯一の存在である、という考えがある。易姓革命による中国は新王朝樹立とともに暦の正朔を改めるが、「革命のない」わが国では行われなかつた。この点が中国と相違するところであるが、わが国が年号を採用・制定したということは、中国皇帝のこうした権能を受容し、天皇の属性としたことに他ならない^④。このことはわが国古代における古代国家や天皇制の成立、「近代化^⑤」と密接不可分の関係にあつたといわなければならない。この権能は武家政権時代においても、貫して天皇（朝廷）が保持していたのであつた。

古代において年号のことが規定され明文化されたのは、現存史料では養老儀制令26公文条が初見である。しかしながら同条は「凡公文應^レ記」年者、皆用「年号」とあるように公文への年号使用を規定するのみであ

つて、年号の制定・改廃については何ら定めるところはない。『令集解』に引く「古記」が「用^レ年号[、]謂大宝記而辛丑不^レ注之類也」と記していることから、養老令の当該条文と同様の令文が大宝令に存在していたことは確認できるが、所引の諸説はわが国における年号の制定等について論じることはなかつた。これらの条文からは年号が律令制文書制度と極めて密接な関係を有したものであったことは明らかであるが、古記が年号の例として大宝を挙げていることは、それが天平十（七三八）年頃の成立といわれる大宝令の注釈書であるに止まらない、当時の年号認識を反映していると考えができるであろう。また古記が年号を「辛丑不^レ注之類也」、即ち干支による紀年とは異なるもので干支紀年が年号に先行するものであるといつてすることは、改めて注意しておいてよいと思われる。

ところで『令集解』は公文条について「用^レ年号[、]謂云^レ延曆[、]是」とする「穴記^⑥」も引用しているが、さらにその問答に「問、近江大津宮庚午年籍者、未^レ知、依^レ何法[、]所^レ云哉、答、未^レ制^ニ此文^ニ以前所^レ云耳」とあるのは興味がひかれる。『書紀』天智九（六七〇）年一月条に「戸籍を造る。盜賊と浮浪とを断む」とある戸籍＝庚午年籍について、穴記は庚午と干支で表記しているのは「どのような法に依拠しているのか」という問に対し、「此の文が未だ制定される以前であるから」と答えているのである。「此の文」とは「公文には年号を用いよ」という公文条のことであるので、その意味するところは、①年号は既に制定されたが公文条の規定がなかつたので使用していない、②年号は未だ制定されておらず公文条自体も制定されていなかつた、のいずれかということになろう。そうだとすれば①②のいずれの理解でも年号は令制公文書、さらにいえば律令制そのものと不可分・表裏の関係にあるといつていい

ことになる。

庚午年籍は天智天皇の治世に造籍されたものであり、その存在は歴史的事実と認めて問題はないが、天智朝に制定されたといわれる近江令については、非存在説⁽⁷⁾が今日も有力な学説として存在している。七世紀年号と律令との関係を時系列で考えてみた場合、近江令非存在説はもとより、存在説に立った場合でも、孝徳朝の大化・白雉の時期はいかなる律令の施行期にも該当しないことは首肯されるであろう。朱鳥は天武治世の最晩年の十五年に当たるが、この時期には飛鳥淨御原（律）令は施行されていなかった。同律令の編纂は天武十（六八一）年二月の詔によつて開始されたと考えられており、晩年には一定程度は作成されていたと思われるが、その公布は持統三（六八九）年六月である。従つて、律令との関係からすれば、朱鳥は近江令制下の年号の可能性があることになるが、非存在説にたてば大化・白雉と同様に律令とは無関係ということになる。ただ飛鳥淨御原令に準拠した前倒しの可能性はゼロではないかも知れないが、その可能性は極めて低いであろう。

近江令が存在し同令に公文条相当条文があったとしたら、天智期に年号の制定・使用があつても何ら不思議ではないが、そうしたことと直接・間接に拘わらず伝える史料は見当たらぬ。しかも中大兄（天智）は我が国の「近代化」を推進した中心人物であり、中国政治思想に基づく国家・大王を体現しようとした姿勢からしても、近江令に該当条文があつたとは考えられないのである。

それでは、飛鳥淨御原令に公文条相当条文はあつたであろうか。藤原宮出土木簡などに「ある種の書式⁽⁸⁾」をもつたものがみられるが、大宝・養老公式令のごときものに準拠した書式とは考えにくく、大化期相当年以降の紀年表記も大宝以前は干支を使用している。飛鳥淨御原令の条文

については知られるところはないが、『続日本紀⁽⁹⁾』大宝元（七〇一）年八月三日条には「撰定律令、於是始成」にともない編纂に関わった刑部親王・藤原不比等らに対する賜禄記事が記されている。そこには「大略以『淨御原朝廷』為『准正』」という記述がみられるが、この記事はこれまで飛鳥淨御原令と大宝令の異同を考察する際の拠り所とされてきた記事である。近年この記事について、「准正」は中国の原典の誤読に基づくもので史料価値には限界があり、両律令の異同を考える際には考慮の外に置くべきものである、という指摘⁽¹⁰⁾がなされている。准正が誤読であるかどうかは措くとしても、『続紀』編者が「よるべき正しい基準⁽¹¹⁾」準拠すべきものの意で、淨御原令ではなく、淨御原朝廷と表記していることは注意しておいてよいであろう。淨御原朝廷が天武の朝廷を意味することは異論はないと思われるが、天武期は全体として天智の方針を引き継ぎつつも、壬申の乱を経たことによって「近代化」を大きく推し進めた時期、律令制的方向で諸制度を整備した時期である。その意味で飛鳥淨御原（律）令を基準に、恐らくは大幅な取捨選択・増補を加えたものが大宝律令であると理解することは的外れではないであろう。

天武十年に着手した律令編纂の動機に天智に対する対抗心はあつたとしても、敵愾心ではなかつたであろう。近代化の中核としての法体系の整備、律令の導入と作成という動機は当然考えられるが、同時に近代化の目標たる当時の中国王朝の律令編纂と皇帝位の継承の在り方に倣い、代替わりの律令公布と壬申の乱の契機でもあつた皇位継承問題、即ち直系相続の実現ということと密接な関係があつたのではないか。草壁皇子の即位に向けた体制作りの一環でもあつたと思われる所以である。勿論、早すぎた草壁の死（持統三年四月）でその実現をみることはなかつたが、それは草壁の子輕皇子の即位に託されることになった。持統によ

つて天武—（草壁）—文武と皇位の直系相続は実現⁽¹²⁾し、大宝律令の編纂も持統の強い意志と藤原不比等の存在が相俟って実現したのであろう。持統太上天皇はあたかもそれらの実現を見取るかのごとく、大宝二年十二月にその波瀾に満ちた激動の生涯を閉じたのであった。「大略以『淨御原朝廷』為『准正』」といわれた背景にはこうした状況も含まれていたのではないか。持統三年六月の飛鳥淨御原令二十二巻の颁布、同八（六九四）年十二月の藤原宮への遷都など可視的な近代化の指標は、本来は草壁皇子の統治期の実現を目標として天武朝に準備されたものであった。

該当期の『書紀』以外の木簡等の史料からは年号の痕跡が窺えないことなどを考慮した時、恐らく飛鳥淨御原令には大宝・養老儀制令の公文条相当の規定はなかつたと考えるのが穩当であろう。持統四（六九〇）年十一月に元嘉曆と儀鳳曆の暦が導入⁽¹³⁾されたと伝えられるが、暦と年号が直ちに連動はしないとしても暦の導入が年号制定と無関係でないことは、年号制定へのいわば下地といいうることは考慮しておいてよいのではなかろうか。大宝年号の制定は、持統太上天皇存命中の文武五（大宝元）年三月であった。上述したところからも七世紀年号は、律令と関係したものではないと考えられるのである。⁽¹⁴⁾

(三)

『統紀』が対象とする文武天皇から桓武天皇の延暦十年までの期間における年号制定に関する記事を整理したのが、表1である。

八世紀の年号制定について『統紀』は、表1に明らかなように三種類の表記をしている。第一は「建レ元為三大宝元年」とある「建元」である。第二は「改レ元為慶雲元年」の類の「改元」（五例）、次いで

「改靈龜三年為養老元年」とする「改」（九例）⁽¹⁵⁾である。「建元」は大宝時の一例のみであるが、元を建て正朔を定め臣下民衆に時を授けるという中国王朝・皇帝の年号制定を直截に示す表現である。先に触れたよう年号についての『令集解』の古記や延暦期の成立といわれる令が、大宝をその例として挙げていることは、各時期の明法家に大宝をわが国の年号の滥觴とする認識があつたこと示唆しているといえよう。

「改」で表記される年号制定は、年号が継起的に継続して制定されることを前提とした表記といつてよい。これに対しても「改元」は元を改めるとして元を主張しているのであって、単なる改とは趣を異にした建元に準じるものといえるのではなかろうか。文武朝の慶雲は大宝に続く年号であり、建元を意識したものといえる。称徳の年号制定を改元と記しているのは、淳仁天皇の治世との関わりがあるのかも知れない。淳仁治世は孝謙上皇との関係をはじめ複雑なものがあるが、年号を制定することはなかつた。また、光仁朝も改元と表記されているのは、皇位が天武系から天智系へ移ったことが関係していると考えることができるが、一方で『統紀』編纂問題が反映した表記上の問題に過ぎない可能性も考慮しておいてよいかも知れない。

『書紀』に記された三つの七世紀年号を考えるに際して當面確認しておきたいことは、『書紀』の編纂が天武十（六八一）年三月に始まり、元正天皇の養老四（七二〇）年五月に完成し、後半の二十年は大宝律令施行期に当たっていることである。このことは、例えば地方行政単位の「こほり」が大宝令段階で「郡」と表記されるようになり、それ以前の表記が「評」であったにもかかわらず、『書紀』は全て「郡」と表記しているように編纂時期の影響を受けているが、年号についてもそうした可能性を考慮しておく必要があると思われるからである。

表1 八世紀の改元一覧

天皇	西暦	改元年月日	干支	表記	年号	改元契機の祥瑞	祥瑞判断	種別	即位	備考	
1 文武	701	大宝1・3・21	辛丑	建元	大宝	対馬島貢金					統 日 本 紀
2	704	慶雲1・5・10	甲辰	改元	慶雲	備前国献馬、西樓上慶雲見					
3 元明	708	和銅1・1・11	戊申	改	和銅	武藏国秩父郡獻和銅		(○)	宣命詔		
4 元正	715	靈龜1・9・2	乙卯	改	靈龜	左京職所貢瑞龜		○	宣命詔		
5	717	養老1・11・17	丁巳	改	養老	美濃國當着郡多度山美泉	後漢光武帝・瑞符書	大瑞	詔		
6	724	神龜1・2・4	甲子	改	神龜	去年九月天地観大瑞物頻來 左京人无位紀朝臣家獻白龟	孝經援神契 熊氏瑞応図		○	宣命詔 養老7・10・13	
7 聖武	729	天平1・8・5	己巳	改	天平	左京職・負団龜一頭獻 其背有文云、天王貴平知百年			宣命詔	神龜6・6・20	
8	749	天平感宝1・4・14	己丑	改	天平感宝	陸奥國小田郡金出在			宣命詔、天平21・4・1		
9 孝謙	749	天平勝宝1・7・2	己丑	改	天平勝宝	(具体的記載無)			○		
10	757	天平宝字1・8・18	丁酉	改	天平宝字	駿河國益頭郡人獻蚕兒成字			宣命詔、勝宝9・8・13		
11	765	天平神護1・1・7	乙巳	改元	天平神護	(疫癪・仲麻呂の乱)			(○)詔		
12 称徳	767	神護景雲1・8・16	丁巳	改元	神護景雲	慶雲・參河国、七色雲・京、 五色瑞雲・伊勢国等由氣宮	瑞書	大瑞	宣命詔		
13 光仁	770	宝龟1・10・1	庚戌	改元	宝龟	肥後國葦北・益城郡人獻白龟		大瑞	○	宣命詔	
14	781	天応1・1・1	辛酉	改元	天応	伊勢斎宮所見美雲		大瑞	詔		
15 桓武	782	延暦1・8・19	壬戌	改	延暦	(具体的記載無)			(○)詔		

表2 七世紀の祥端一覧

年月日	国	郡	人物	祥瑞の種類	備考	
1 舒明7・7・是月	(大倭国)	劍池		瑞蓮	一茎二花	日 本 書
2 皇極1・7・23			蘇我臣入鹿の豊者	白雀の子		
			某人	白雀		
3 皇極3・3	(大倭国)	兎田郡	押坂直と童子	紫菌(芝草?)	無病而壽	
4 皇極3・6・1			大伴馬飼連	百合花	其本異而未蓮	
5 皇極3・6・6	(大倭国)	劍池		蓮	一茎二萼。是蘇我臣持榮之瑞名	
6 白雞1・2・9	穴戸国	麻山	国造首の同族贊*	白雉	白雉についての下問と回答、15日朝廷での儀式と詔	
			国司草壁連醜経		国司への位階昇叙と賜祿、穴戸への3年の調役免除	
7 齋明3・是歲	石見国			白狐		
8 天智6・6	(山背国)	葛野郡		白鶴		
9 天智10・4・是月	筑紫			八足之鹿	生而即死	
10 天智10・是歲	讃岐国	山田郡	某人	雛子四足		
11 天武2・3・17	備後国	龟石郡	国司	白雉	當郡課役免・天下大赦	
12 天武3・3・7	対馬国		国司忍海造大国	銀	大国昇叙・諸神祇及び小錦以上大夫に班賜	
13 天武4・1・17	倭国			瑞鷺		
	東国			白鷹		
	近江国			白鷗		
14 天武5・4・4	倭国	添下郡	鷦鷯吉事*	瑞鷦	其の冠、海石榴の華の如し	
	倭国	鮑波郡		鷦	雌鷦、雄に化す	
15 天武6・11・1	筑紫		筑紫大宰	赤鳥	捕獲者に爵五級、府の諸司官人に賜祿、郡司等に爵位、復一年	
16 天武7・9・1			忍海造能摩呂*	瑞鶴	徒罪以下赦	
17 天武7・10・1				甘露?		
18 天武8・8・22			縫造忍勝*	嘉禾	異敵同願、12月2日に親王以下百官人に給祿・大辟罪以下赦	
19 天武8・是年	紀伊国	伊刀郡		芝草	其の形、齒に似たり、莖長一尺	
	因幡国			瑞稻	莖毎に枝有り	
20 天武9・2・26	(大倭国)	葛城山	某人	鹿角(麟角?)	蓋し麟角か、其角本二枝而末合有穴・穴上有毛・毛長一寸	
21 天武9・3・10	攝津国			白巫鳥		
22 天武9・7・10	(大倭国)	南門		朱雀		
23 天武9・8・5			法官人(*)			
24 天武10・7・1				朱雀		
25 天武10・8・16	伊勢国			白茅鷦		
26 天武10・9・5	周防国			赤龟	鷗宮の池に放つ	
27 天武11・8・13	筑紫		筑紫大宰	三足雀		
天武12・1・2	筑紫		筑紫大宰丹比真人鳴	三足雀	7日と18日に儀礼等あり	
28 天武13・是年	倭	葛城下郡		四足鷦		
	丹波国	水上郡		十二角幘		
29 朱鳥1・1・2	攝津国		百濟新興*	白馬瑙		
30 持統3・8・21	讃吉国	御城郡	伊予總領田中朝臣法麻呂	白鷦	放養せしむ	
31 持統6・5・7	相模国	御浦郡	國司・鹿鳴臣鷦壇*	赤鳥の雛	7月2日国司郡司・獲瑞者に位祿を賜与、郡に二年の調役免	
32 持統6・9・21	伊勢国	國司		嘉禾	二本	
33 持統7・11・14	越前国	角鹿郡	國司	白蛾	浦上浜、筍飯神に増封二十戸	
	近江国	益須郡		醴泉	沙門法員らに試飲さず	
			葛野羽衝*	百濟土羅羅女*	8年3月詔して郡の調役等免、国司を昇叙、発見者葛野羽衝らに賜物	
34 持統8・6・8	河内国	更荒郡	刑部造韓國*	白山鷦	大領・少領に位一級、獲瑞者に進廣貳を叙位	
35 持統8・10・20	飛驥国	荒城郡	弟国部弟日*	白蝙蝠	進大肆及び鷦・鷮・布、戸の課役終身免	
	京		大神天網造百足	嘉稻	家に生じる	
36 文武1・9・3	近江国			白繁		統 日本 紀
	丹波国			白鹿		
37 文武2・7・17	下野・備前国			赤鳥		
38 文武3・3・9	河内国	錦織郡	犬養廣麻呂	白鳩	錦織郡に1年の租役免、獲瑞者復3年、畿内の徒罪以下赦	
39 文武3・8・21	伊予国			白燕		
40 文武4・8・10	長門国			白龟		

(注) 人名の横の * は、瑞の発見者であることを示す。

その『書紀』は大化の制定について「改天豐財重日足姫天皇四年為大化元年」、白雉は「改元白雉」、朱鳥は「改元曰朱鳥元年」と表記している。この『書紀』の表記は表1の年号制定表記=建元・改元・改の範囲に納まっている。白雉・朱鳥は建元に準じる「改元」を使用しているが、大化については「改一為一」の表記を使用している。大化がわが国最初の「年号」であるならば、大宝に建元が使用されていることから、「建元為大化元年」と表記しても不思議ではないと思われるが、

「改一為一」の表記からは年号の継起的使用を前提とした表1の元明・元正期の「改」を反映した意識の痕跡を窺うことができるといえるのではなかろう^[17]。

ところで年号の制定、改元の契機として、①即位（代始）改元、②祥瑞改元、③災異改元、④革命改元、⑤革令改元があることが、既に指摘されている^[18]。この五つの契機については大方の論者の理解は共通しているといつてよいが、以下に簡単にみておきたい。

①の即位に伴う改元（代始改元）は、奈良時代以降はほぼ例外なく実施されている。即位と年号制定の時期をみてみると、八世紀では表1のように元明・称徳・桓武天皇の即位翌年改元を除いては、元正天皇以降は同じ年の改元であるが、九世紀に入ると平城天皇を除く嵯峨天皇以降は改元が即位の翌年に行われるのが通例となってくる。

文武天皇について即位と年号の制定が対応していないのは、即位五年の大宝建元が大宝律令の制定と連動して定められたと看做せば、むしろ当然であるともいえるが、大宝時の如き年号と律令の連動は七世紀段階ではみられない。その限りでは両者の関係は大宝時に始まるといえよう。しかし、この状況はむしろ特殊であり、元明天皇以降一般的にみられる即位改元が文武即位時に行われていないのは、既にみたように飛鳥

淨御原令に年号に関する規定がなく、即位改元はもとより、年号そのものに対する認識が大宝令制定以前と以後とで相違していたからと理解すべきではなかろうか。

②の祥瑞による改元は、八世紀の大宝以降九世紀後半の陽成天皇の元慶まで知ることができる。七世紀年号の白雉と朱鳥も祥瑞による「年号」であることは明らかであるが、祥瑞と年号制定については節を改めて考えてみたい。

③の災異改元の災異は疾病・天変地震・旱魃・火災などであるが、平安時代に入ってあたかも祥瑞改元と入れ替わるように醍醐天皇の延長から江戸時代末まで幾度となく行われた。奈良時代には明瞭な災異改元の例はないといつてよいが、天平神護の改元には、『日本紀略』天慶元（九三八）年五月条に天慶改元の理由を「依厄運地震兵革之慎也」と記す意識に通じるものがあるのではなかろうか。天平神護改元は形式的には称徳天皇即位（重祚）に伴う翌年改元とみるべきものであるが、前年天平宝字八（七六四）年の恵美押勝の反乱・淳仁天皇の廢立と淡路への配流を経て称徳天皇の重祚が行われたこと、また改元に際しての勅に「（略）其賊臣仲麻呂、外戚近臣、先朝所レ用。得レ堪委寄、更不猜疑」。何期、包藏禍逆之意、而鳩毒潛行於天下、犯怒人神之心、而怨氣感動於上玄。幸賴三神靈護國、風雨助レ軍、不盈旬日、咸伏誅戮。

今元惡已除、同歸遷善、洗滌舊穢、与レ物更新。宜下改年号、以天平寶字九年爲天平神護元年（略）」のような文言がみられることから、藤原仲麻呂の一連の行動を「兵革」災異と見る意識の存在が僅かに推測されるのである。

いずれにしても、祥瑞と対置される災異の語句は大宝・養老令の条文^[19]にみることができるにも拘わらず、典型的な災異の事例を含め、奈良時

代には災異と改元を連動させる認識はなかつたといつてよい。このことは中国の天人相関思想が、祥瑞といふいわばプラスの面で現実の政治社会に受け入れられており、災異というマイナス面での認識が希薄であつたことを示しているといえるのではないかろうか。

④の辛酉革命説に基づく辛酉の年の改元は醍醐天皇の延喜から江戸時代の文久まで（永禄四年と元和七年を除く）、⑤の甲子革命説に基づく甲子の年の改元も村上天皇の康保から元治まで（永禄七年を除く）、六十年毎に定期的・年中行事的に行われている。

十干十二支を用いる紀年法はわが国に早く伝来していたが、この干支・暦数に基づく讖緯思想による改元が④⑤である。辛酉の年は天命が革まる、甲子の年には政令を革ためる、という考え方であるが、『書紀』が神武天皇即位年を辛酉年としているのは辛酉革命説に基づくものであり、推古朝頃には既に知(20)られていたことは間違いないであろう。八世紀による改元で辛酉年に当たるのは天応、甲子年は神龜であるが、その改元理由は祥瑞であつて革命・革令思想を根拠とするものではない。革命思想による改元の初見は延喜であるが、その契機に昌泰四（九〇一）年二月に三善清行が『革命勘文』において「今年辛酉當於大變革命之年也」という主張をしたことが与つている。しかし、これは中国の革命思想をいわば表面的に改元に結び付けたものであるが、これ以後に辛酉・甲子の年の改元が年中行事的に行われることと無関係ではあるまい。

七・八世紀を通じて辛酉・甲子の年に革命・革令を意識した政策や行動が認められるであろうか。辛酉年については、推古九年の厩戸皇子の斑鳩宮の造営、齊明七年の百濟復興支援の出兵、天応元年の光仁天皇の讓位と桓武の即位であるが、偶然的要因も十分に考えられ、辛酉革命を意識した行動と直ちに認められるものはないといえよう。甲子年につい

ては、推古十二年の冠位十二階と憲法十七条の制定、天智三年の甲子の宣、神龜元年の元正天皇の讓位と聖武の即位、延暦三年の長岡宮の造営開始と遷都、などである。これらも偶然的要素を必ずしも排除できず、さらに個別の検討を要するが、甲子の宣の施行は政令を革ためることを意識した可能性は残ると思われる。天智朝に甲子革命の意識の存在が認められるとしても、それが後代のような年号と結びついた改元の契機としては意識されていないということは注意しておいてよいことである。

わが国の年号の制定・改元の四つの契機（祥瑞を除く）について、これまで概観してきた。そのうち陰陽五行説や讖緯説、天人相関思想といった中国の政治思想と皇帝の授時権能としての年号の関係は、中国での先行事例があるにも拘わらず、わが国では同時的に関連をもつて実現されていないことが推測されるのである。これらの政治思想が受容され意識されることはあっても、年号との結びつきには時間的ズレが認められるということである。辛酉革命・甲子革命が少なくとも七世紀にはわが国に受容され、その意味が認識されていたと思われるが、それが年号と明瞭に関係をもつのは平安期に入つてからといつてよい。また、祥瑞の対極としての災異も推古朝以降の早い段階で知られていたが、いわば天人相関思想の枠内に止まり、年号と結びつくのは奈良末から平安期になつてからのことである。このように改元の契機・理由とされる政治思想と年号との結びつきに時間的なズレがあることは、ある意味では当然といえる。そうした政治思想はそれ 자체として先行的に受容され、現実の政治世界で意味をもつたが、年号との関係はある段階に至つて遅れて有するようになったと理解すべきであると思われる。「年号」自体が天皇制・国家体制等との関係で明確に認識され、必要とされる段階に至らなければ、年号の制定・改元の契機とされる思想・諸事象との関係は生ま

れないということである。

(四)

前節で年号制定・改元の四つの契機について概観したが、残る一つの祥瑞についてみておくことにしよう。

表1にみられるように、八世紀の年号の改廃と祥瑞が極めて強い繋がりをもっていたことは明かである。先の③災異と比較しても、祥瑞は令条文でも詳しく規定されている。

祥瑞についての基本的規定は養老儀制令8祥瑞条であるが、同条には「凡祥瑞應見、若麟鳳龜竜之類。依『図書』合『大瑞』者、隨即表奏（其表唯顯瑞物色目及出處所、不得下苟陳三虛飾）、徒事中浮詞上。上瑞以下、並申所司、元日以聞（略）」とある。「祥瑞應見」というのは古記など諸説がいうように、「祥瑞、謂瑞也、瑞寶也、信也。應見、謂天以瑞而應人之德、故云應見也」（古記）の意味で、天人相関思想の体現であることを明示している。

このことについては、『令集解』儀制令祥瑞条の釈説が引用する「治部例」（古記も引用）の「養老四年正月一日弁官口宣、依^レ改^レ常例、太政官申^レ符瑞者、大瑞以下、皆悉省加^レ勘當、申^レ送弁官、但、上瑞以下、更造^レ奏文、十二月終進^レ太政官」が関係すると思われる。この史料で注意すべきは、これが「治部例」に納められている「弁官口宣」であって治部省を主体としたものであること、またこの口宣の内容が「常例を改めるに依つ」たものであることであろう。その意味するところは、大瑞以下^レ全祥瑞を治部省が勘當を加えて等級を判じ弁官に申し送り、大瑞については直ちに表奏することとしたが、全勘當結果を申送した後で上瑞以下については治部省で奏文を作成しておいて年末に太政官に提出し、正月に一括奏聞するようにしたということであろう。こう理解してよいとすれば、全祥瑞について治部省が勘當を加え等級を判じるとする点に、前述したような令規定に読み取れる所出官司＝国司等が等級判断するという「常例」を改めたと認めることができると思われる。⁽²²⁾また令条にみえない太政官と治部省の関係について明示したことも含め、「從來令文では不明確であった祥瑞報告の手続きを細かく規定した措置」⁽²³⁾といつてよい。

祥瑞出現の報告手順について儀制令祥瑞条は、「図書」を参考に瑞の等級を判断し、大瑞ならば隨即表奏し、上瑞以下は所司（治部省）で掌握して元日に奏聞することと定めているが、必ずしも明確とはいがたいところがある。この点について他の令条によると、報告は発見者→郡司→国司を経て（養老考課令65殊功異行条）中央に報告され、中央では治部省（養老職員令16治部省条）が所管するが、大瑞については国からは馳駅（養老公式令50国有瑞条）によって報告されることになっていた。國からの報告手段が大瑞と上瑞以下で異なっていることは、図書による祥瑞の等級分けが国司段階でなされることを前提としていることになる。瑞の等級判断の主体について儀制令祥瑞条の集解諸説は、所

養老儀制令祥瑞条は古記の存在から大宝令条文と同一と考えてほぼ誤りはないが、大瑞ニ隨即表奏、上瑞以下ニ所司（治部省）に申して元日奏聞とあることや考課令等からしても、治部省が祥瑞を管すると職員令で規定されていながらもその等級の判定に関与したことは、祥瑞条からは窺えない。等級の判断主体は、国司等（大宝元年～養老三年）から治部省（養老四年以降）に移つていったと考えられるのである。令文に国司らの関与が読み取られるのは、大宝令以前の慣行を無視し得なかつたからと思われる。

大瑞の例として儀制令祥瑞条では麟鳳龜童をあげるが、祥瑞の種類・等級が今日纏まつた形で伝えられているのは『延喜式』（治部省・祥瑞条）である。『延喜式』の祥瑞は唐の制をそのまま継受したものと考えられるが、その大瑞以下の種類・等級と一致する祥瑞がみられるのは養老年間以降であり、この時期を一つの区切りとして祥瑞の種類が『延喜式』のそれにほぼ固定するとともに大瑞が重視され、上瑞以下の「元日以聞」もこの頃から厳密に実施されるようになった、といわれる。祥瑞と法制との関係は大宝令の完成・施行が一つの区切りであることは古代律令制国家成立過程からみても異論はないと思われるが、今一つこの弁官口宣が出された養老四年という年も節目といつてよい。養老四年は大宝令施行期であるが、同時に養老令編纂期に当たり、一月というのは『書紀』編纂終了直前の時期でもあった。祥瑞の在り方について、大宝令から養老までの現実の政治社会の動向が『書紀』編纂に反映している可能性を考慮することは、「郡評論争」をあげるまでもないであろう。

(五)

先に大宝律令は「大略、淨御原朝廷を以つて准正とす」といわれたこ

とについて触れたが、では飛鳥淨御原朝廷ニ天武・持統朝と飛鳥淨御原令制下における祥瑞はどうであつたろうか。両天皇紀を中心にして『書紀』の祥瑞関係記事を整理したのが表2である。

両天皇紀には三十一例の祥瑞出現が数えられるが、『延喜式』（治部省）の祥瑞の種類と一致するものは少ない。天武紀では白雉（中瑞）・赤鳥・甘露？（上）・嘉禾・芝草（下）の他に、朱雀ニ赤雀（上）・麟角ニ麟（大）と考えてよければ、この二種を加えて七種類、持統紀では醴泉（大）・赤鳥（上）・嘉禾（下）の三種類であり、十五種類が治部省式にみえない。天武・持統紀以前では、舒明紀の瑞蓮、皇極紀の白雀（中）の子・芝草？（下）・本異末連の百合花・一莖二萼の蓮、孝德紀の白雉（中）、齊明紀の白狐（上）、天智紀²⁶の白鷦・八足鹿・四足雞子の、都合十例が知られる。このように七世紀の祥瑞の記事は天武紀に多く、持統紀がそれに次ぐという『書紀』の記事の大きな偏りは、単に残存記録の多寡といったことではなく、中国の政治思想の一つの発現である祥瑞に対する意識・浸透度に関わるものと考えられる²⁷。天武・持統朝に強い関心が払われたことが推測されよう。

孝徳朝の「白雉改元」の契機となつたとする白雉が穴戸国司草壁連醜経から報告・献上された時、この白雉出現について朝廷は百濟君・沙門・道登法師・僧旻法師らに下問している。彼等の回答に共通してみられるのは、白雉とその出現を「休祥なり」と答えていることである。これは白雉を祥瑞であることを前提にその等級を答えたのではなく、祥瑞に該当するのか否か自体を答えているのである。僧旻の答えとする文章などは『芸文類聚』からの引用であることが指摘²⁸されており、編纂時に潤色が加えられたことは間違いないとしても、これらの下問記事を全て捏造したとは考え難い。捏造したとすれば大宝令制下の祥瑞の在り方か

らして、祥瑞か否かの下問表現は採らなかつたであろう。その意味ではこの白雉元年二月九日条は一定の信憑性があるといってよいのではなかろうか。もしこの時点で祥瑞の種類や等級を記した「図書」⁽²⁹⁾が知られていたとしたら、こうした下問はなく、例えば「熊氏瑞應図」の如き書物をあげて祥瑞の等級等を答えたであろう。

また、瑞の発見・報告については、表2からも窺えるように、例えば正月といつた特定の月への偏りはみられない。このことは大宝・養老令のようないくつかの規定はなく、瑞と認められるものは隨時上奏という段階にあつたことを示唆しているといえるのではなかろうか。こうしたことから考えると、「近代化」の過程にあるこの段階では祥瑞は未だ初步的受容の段階に止まっており、従つて何が祥瑞であるのかといった認識も祥瑞の種類も一定していなかつたのである。⁽³⁰⁾

表2で祥瑞を中央に報告・進上した人物は全て国司（正しくは国宰）であり、その他に筑紫大宰と伊予総領が知られる。大宰・総領はその存続時期が限られ、国司（国宰）とは系統を異にする地方派遣官であることを考慮すると、彼等が関係した記事の信憑性は相対的に高いといえるであろう。

大宝令制下では祥瑞は治部省の所管であったが、治部省の前身官司は隋唐の礼部に相当する理官といわれる⁽³²⁾。礼部と治部省で共通する所掌事項に祥瑞・喪葬・贈賄・国忌・諱・諸蕃朝聘があり、祥瑞が含まれている。とすれば七世紀後半の「六官制」の時期には祥瑞のことは、理官の所掌するところであつたろうか。

理官は『書紀』には天武十年九月八日条と朱鳥元年九月二十八日条にみえる。後者は天武の殯宮で大三輪朝臣高市麻呂が理官の事を誅したと

いうものであり、前者は氏上の未定の氏族に対して氏上を定めて理官に申し送れというものである。これは治部省の所掌の本姓・継嗣に相当するものであり、天武朝のこの時に理官が後の治部省の所掌と同様の職務を分掌していた可能性を窺うことができる。しかしながら、治部省の職務を全てこの時点で理官が有していたと即断することは慎重でなければならないであろうが、祥瑞についてはその可能性は十分に考慮されてよいと思われる。

これに関連して注意したいのは、天武九（六八〇）年八月五日条に「法官の人が嘉禾を貢」したと記されていることである。この嘉禾は表2や延喜治部省式などにもみえる祥瑞の嘉禾とみてよいと思われる。理官と同じく六官の一つである法官は、後の式部省の前身で中国の吏部に当たるといわれる官司である。吏部の所掌事項はほとんどが式部省のそれと対応する一方で、礼部の所掌事項の中には礼儀・学校・策試貢人など、式部省の職掌に対応するものがみられる。礼儀について義解は「朝廷の礼儀」とし、釈説は「朝廷儀礼の法式」という。このことは朝廷での諸々の礼儀が如法に行われるよう官吏を規制することであり、⁽³⁴⁾礼部の所掌である祥瑞の判定等の任が法官に属していたとすれば、法官が祥瑞に関する朝廷儀礼に関与することはあるにしても、法官の人が祥瑞を献じることはないであろう。その点でもこの時期の祥瑞を管する部署としての理官の蓋然性は高いと思われる。また表2にみられるように天武紀にはその前後の時期に比べて祥瑞の出現が多いことは、これだけの報告を朝廷において一元的に管理する部署を設けた蓋然性は高く、それは理官をおいて他にはないと思われる所以である。

ところで今一つみておきたいのは、祥瑞出現後の対応・措置である。表2によれば、①祥瑞の出現のみを伝える記事、②出現した祥瑞自体の

形態・状況を記す記事（例えば、14・19・20）、③出現した祥瑞の措置を記す記事（26・30）、④祥瑞出現を受けての朝廷の対応を伝える記事、といった四種の記事に整理することができよう。その中でも特に注目されるのは④であるが、それをさらにみていくと、郡または戸を単位とした課役の免除、関係した郡司・国司・その他の官人への賜禄あるいは叙位、また瑞を発見・捕獲した本人への叙位、大辟罪以下などを対象とした赦、などの措置がとられていることが知られる。その割合は、天武紀が24例中5例（11・12・15・16・18）、持統紀は8例中5例（31～35）であり、持統紀の比率が高い。これらの処置が現実に実施されるためには、官人組織や位階・禄・課役・刑罰などの諸制度の整備が必要であることは多言を要しないと思われる。こうした律令制的方向での諸制度の整備は天武朝でも推進されていたが、飛鳥淨御原律令の編纂はそれに拍車をかけたであろう。特に持統紀の高い比率は『書紀』編纂時の潤色あるいは捏造というよりも、当時の記録に基づくものである可能性が高いと思われる。そう理解してよければ、こうした措置と祥瑞との関連は、飛鳥淨御原令を基礎としたものであると考えるのが順当ということになるであろう。

ヤマト王権支配層には中国における祥瑞の存在とその意味するところについて承知するところはあつたにしても、十分には「一般的」ではなかつたように思われる。中大兄（天智）が天命思想や讖緯説・五行五德説に、大海人皇子（天武）も道教や天文・占星術に関心を持つていたが、天武が天智以上に祥瑞に強い関心をもつたのは、壬申の乱によって大王（天皇）の地位と権力を掌握したことに起因する、自らの「正統性」を証明する一つの「方便」であったがためではなかつたろうか。前年八月に筑紫で発見された三足雀が筑紫大宰丹比真人嶋によつて正月二日に朝

廷に貢上されたのを受けた天武十二（六八三）年正月十八日の詔に「明神御大八洲倭根子天皇の勅命をば、諸の国司・国造・郡司及び百姓等、諸に聴くべし。朕、初めて鴻祚登しより以来、天瑞、一二に非ずして多に至れり。伝に聞くならく、其の天瑞は、政を行ふ理、天道に協ふときは、則ち應ふと。是に今朕が世に當りて、毎年に重ねて至る。一は則ち以て懼り、一は則ち以て嘉す」とあるのは、まさにそのことを証しているといえるであろう。

その一方で壬申の乱を経ることによって、天智の目指した「近代化」を強力に押し進め、近代国家＝律令制国家樹立への見通しをもつたこととも無関係ではなく、天武十年二月の飛鳥淨御原律令の編纂開始と翌三月の『書紀』編纂の開始なども、それを反映したものであろう。

こうしたことを考えあわせると、飛鳥淨御原令には大宝・養老儀制令祥瑞条のように大瑞と上瑞以下の扱いの別が規定されていたかは明確ではないにしても、祥瑞に関する条文は採用されていたと考えてよいのではないかと思われる。そして王権による地方支配の強化＝国造権力の規制・弱体化の方針と相俟つて、全国の統一的支配＝官司・官人制の整備等の一環として、中国の皇帝支配及びその政治思想に裏打ちされた祥瑞については、獲瑞者→評司（郡司）・国宰（国司）→中央・理官という手続きがとられるようになつたのではなかつたろうか。

祥瑞に関係する令文が作成されたか否かという点での律令との関係は、近江令段階では規定されてはおらず（近江令否定説ではいうまでもないが）、飛鳥淨御原令段階で作成されたと推測されるのである。先にみたように年号と律令との関係は、飛鳥淨御原令段階では年号に関する規定ではなく、大宝令で漸く儀制令公文条のごとき令条が制定されたと考えられることからすれば、年号・祥瑞両者が令条として共に律令に取り入れ

られたのは、大宝令からであったということになる。そのことが八世紀の年号の制定・改元が祥瑞を契機とすること、いわば年号と祥瑞が法的に交差することの背景となつたのである。

(六)

これまで整理してきたところからすれば、大化・白雉・朱鳥の七世紀「年号」は、果たしてその時点で制定された「年号」であったのだろうか。今一度その「制定」記事をみておくこととしよう。

大化については『書紀』に「改天豊財重日足姫天皇四年」、為大化元年」とあり、既にみたように元明・元正期以降の年号の継起的使用を前提としたような「改一為一」で表記されている。また、先の五つの改元の契機に当てはめると、現象的には①即位改元ということになる。甲子革令・辛酉革命改元でないことは明瞭であり、乙巳の変を災異改元の一例ともみられる藤原仲麻呂の乱と同様に看做すことも困難である。

祥瑞改元とすれば直接関係する祥瑞の出現がみられない。孝徳紀に先立つ皇極紀の祥瑞は、例えば三年六月条の剣池の一茎二萼の蓮を「豊浦大臣、妄に推して曰く」としつつも「是、蘇我臣の榮えむとする瑞なり」

というように蘇我氏と関係付けている。⁽³⁶⁾ 乙巳の変の位置付けとも関係するが、王権にとって蘇我氏滅亡を「政治的祥瑞」と理解することは牽強付会であろうか。大化改新詔をはじめ『書紀』の伝える「大化革新」の諸政策については改新否定論（虚構論）など異論があるが、蘇我氏本宗家が滅亡した「乙巳の変」の史実たることを疑う論者はいないといつても過言ではあるまい。この変を契機に、舒明系の中大兄らの若い世代を中心内外共に厳しい東アジアの激動期を切り開き、近代化を果たしたのである。中大兄（天智）の目指したもののは壬申の乱を経て大海人皇子

（天武）・鷦野讚良皇女（持統）に引き継がれ、持統太上天皇の下、文武天皇の時代に大宝律令体制として結実したのであった。鷦野讚良皇女は天武の皇后であるが、天智の娘であったのである。このことを軽視してはならないであろう。乙巳の変は舒明系の血筋や古代国家体制に止まらず、中国の皇帝を手本とした古代の天皇制にとつても記憶されるべき大きな節目であったのである。

表1に示した八世紀の改元に際しては元明の和銅改元以降は改元の根拠となつた祥瑞を挙げて説明を加えているが、同時に祥瑞出現の背景を天人相関思想で説明している。その基本は祥瑞出現＝天帝の嘉みするところ＝統治・施政の肯定にあり、その上で授時機能を行使して年号を建てる、という構成をとっているのである。『続紀』でこの類型がみられないのは、文武天皇の改元のみである。⁽³⁷⁾ 七世紀「年号」ではこの類型に属す白雉を除くと大化・朱鳥はこの類型からは外れ、文武朝の年号と同類であるということになる。

年の調査で難波宮跡から出土した「戊申年」⁽⁴¹⁾木簡であるが、其伴土器の年代觀や書体などから戊申年が大化四（六四八）年であることは動かないといわれている。当時の宮室所在地出土のこれらの同時代的史料を加味するならば、孝徳期に大化や白雉の「年号」が王権内部で使用された痕跡を見い出すことは極めて困難であり、これらが「年号」であるのは大宝令制下に編纂・完成した「書紀の世界」においてのみである、といわざるを得ないのでなかろうか。

表1の年号の名称については、(1)慶雲や和銅・靈龜などのように改元の契機となつた祥瑞を直接的に表わすもの、(2)養老や天平感宝・天平宝字・天平神護など祥瑞の意味等から派生したもの、あるいは(3)天平の如く「天王貴平知百年」といった一文に由来するものがみられる。⁽⁴²⁾大宝についても後代の年号勸文的にその出典を、『周礼』（春官）の「天府、掌_三祖廟之守藏、與_二其禁令」。凡國之玉鎮、大宝器藏焉、若有_二大祭大喪_一則出而陳_レ之、既_レ事藏_レ之」や『易經』（繫辭）の「聖人之大宝曰_レ位」に求める説もある。しかし、大宝の契機は対馬から金が発見・献上されたことによるもので、陸奥から黄金が発見された時の天平感宝と同類の(1)に区分される年号であり、宝=金と考えられる。とすれば大宝は「大いなる宝」とでも解すべき意味であろう。また後代の『釈日本紀』（巻十四・述儀十）は大化について大と化に分けて、「易云、大哉乾元、萬物資始」「易云、教行也、以變化、或作傀」のように中国古典に出典を求め、また「兼方案_レ之、誅_二殊入鹿臣之暴逆」、天下安寧、政化敷行、故号_二元於大化而已」と述べている。しかし、大化の化は『書紀』にもしばしば使われている王化・教化・徳化・帰化・投化・化來などの「化」であつて、その意味するところは「大いなる徳化」ということであろう⁽⁴³⁾。まさに中国の皇帝觀の表象である。大化は光仁朝の天応に

も比すべき抽象的・思想的な年号であり、八世紀の祥瑞改元の際の祥瑞が白雉や朱鳥と同様に全て動植物や雲など可視的であるのに対して異質である。

大化や大宝の「大」は上記のように一般的な修飾語ではあるが、この時期の大には、例えば大官大寺・筑紫大宰・娜大津の大が単なる修飾語に止まらず、大王_ニ天皇に関わって舒明系王統との密接な関係が想定されることも、大化・大宝を考える際には注意しておいてよいと思われる。

さらに注目されるのはこの金の出現と年号制定が大宝律令の完成・公布にあわせて、「文物の儀、是に具れり」（『続紀』大宝元年正月一日条）の一つとして意図的に仕組まれたのではないか、と考えられることである。大宝元年八月七日条には大宝建元の契機となつた対馬嶋の貢金関係者である対馬の嶋司・郡司や獲金人家部宮道、大伴御行、三田首五瀬らへの報賞が記されている。御行によつて「黄金を治ち成さしめ」るために派遣された人物である大倭国忍海郡人の五瀬は、同条の注記によれば、「年代曆に曰く、後に五瀬の詐欺発露れぬ。贈右大臣、五瀬の為に誤たれしことを知る」とあり、黄金を詐欺したと指摘されているのである。対馬では既に天武天皇三年三月に銀が出現し対馬国司忍海造大国が叙位に与かっているが、今回も忍海郡人の雜戸三田首五瀬が対馬の金に関与しているのは、鉱物に関する技術という点でも興味がある。

大宝年号に深い関わりをもつ大伴宿禰御行は大納言正広參で大宝元年正月十五日に薨じてゐるが、薨伝に伝えるように彼は「難破（波）朝の右大臣大紫長徳の子」であった。長徳（馬飼）は舒明四年に迎接使となつて唐使高表仁を難波の江口に迎え、皇極元年十二月の舒明の殯宮では蘇我蝦夷に代つて誅を行い、皇極三年六月に本異末連の百合の花を獻じた。孝徳天皇の即位に際しては、金の鞞を帶びて壇の右に立つて奉仕し、

大化五年四月には大紫位に昇り右大臣となつたが、白雉二年七月に薨じたと伝えられている。この間、皇極二年十一月の上宮王家討滅事件にも関与した可能性⁽⁴⁷⁾があり、また孝徳朝の白雉献上の儀式では右大臣として白雉の輿を担いでいる。このように馬養は皇極朝から孝徳朝にかけて、本異末連の花・白雉の祥瑞に関わりをもち、政治的にも中大兄との関係が推測される人物であった。大伴馬飼・御行の父子、天智・持統の父娘、藤原鎌足・不比等の父子、天武・持統・文武の祖父母と孫の繋がり、そして何よりも「近代化」の動きとその結実、こうしたことが「年号」大化の背後に想定されるのである。

以上述べてきことからすれば、大化の「年号」は「乙巳の変」を近代化の大きな画期とする意識と相俟つて、大宝令に根拠をもつ名実ともに年号として定められた大宝制定頃に、年号として「捏造」されたものであつたのではないかと考えられるのである。⁽⁴⁸⁾

(七)

孝徳朝の今一つの「年号」白雉について、次にみておくこととしよう。

『書紀』は白雉元年二月条に「改元為慶雲元年」と記している。「改元」の表記を使用しており、表1の「改元為慶雲元年」と同類といつてよく、建元の記載に準じていいといえよう。また、先に述べた改元の五つの類型に当てはめると、白雉は祥瑞の出現による②祥瑞改元に該当する。

『延喜式』には中端として「白雉〈岱宗之精也〉」がみえており、既述のように穴戸で出現した白雉について孝徳紀の白雉元年二月九日条には、下問に対して「休祥なり」と回答したことが記されている。この時、下問を受けた百濟君は後漢明帝代の白雉の例をあげ、道登法師は仏教に

関連して高句麗の白鹿蘭寺の白鹿や白雀を例示し、また使節が唐から持ち帰った死せる三足鳥も休祥としてあげている。曼法師は白雉出現を王者の仁聖の現れと説明し、周の成王代の越裳の白雉献上を説明している。また沙門らは天下に赦して民の心を悦ばせることを進言している。これらの記述は白雉が祥瑞であることやその出現が王者の仁徳による潤色があるとしても、下問対象者が渡来系や海外渡航経験者であることは、祥瑞について王権が初期的段階にあつたことを示唆するものであろう。

臣下の賀奏に対する十五日の詔で、「聖王世に出でて、天下を治むる時、天則ち応へて、其の祥瑞を示す。曩者、西土の君、周の成王の世と、漢の明帝の時に、白雉爰に見ゆ。我が日本國の誉田天皇の世に、白鳥宮に櫟ふ。大鷦鷯帝の時、龍馬西に見ゆ。是を以て、古より今に迄るまでに、祥瑞時に見えて、有徳に応ふること、其の類多し。所謂る、鳳凰・麒麟・白雉・白鳥、若斯る鳥獸より、草木に及るまで、符應有るは、皆是、天地の生す所の、休祥嘉瑞なり。夫れ明聖の君、斯の祥瑞を獲たまふこと、適に其れ宜也なり。朕は惟虚薄し。何を以てか斯を享けむ。(略)」と述べているが、これは祥瑞の出現=有徳の聖王を嘉みする中國の天人相閲思想を明示したものに他ならない。同詔には後代的な日本国の使用がみられるものの、先の下問の回答との関連性が窺われる。また、十五日には輿に乗せて朝廷に運ばれた白雉を孝徳・中大兄をはじめ朝臣がそれをみ、祥瑞の出現を寿ぐ儀礼が盛大に執り行われた。その有り様を『書紀』は「朝庭の隊仗、元會の儀の如し。左右大臣百官人等、四列を紫門の外に為す」と記しているが、大宝元年正月の朝賀の儀を彷彿とさせるものであり、祥瑞の出現を高らかに謳いあげているのである。そこには輿を担いだ粟田飯蟲らをはじめ関係者の名が記されてい

のことからも、この儀礼記事が全くの造作であるとは考えにくく、多少の潤色は加えられたにしても朝廷の記録に基づいて書かれたものであろう。表2からも舒明・皇極紀の祥瑞の記述とは趣を異にし、先に述べたように、出現した祥瑞の措置＝放園を記し、さらに朝廷の対応＝大赦・叙位・賜祿が行わたることを伝えている。こうした措置は天武・持統紀の特徴とみられることは既に指摘したが、この孝德紀の処置はそれらに基づく捏造ではなく、祥瑞の出現を政治的に取り上げ可視化した最初の事例と考えてよいのではなかろう。しかしながらそれが年号と結びつく祥瑞改元となるには、これまで述べてきたように未だ時期尚早であった。ところで、この白雉が「年号」として制定されたかもしれないと思われる記事が、『書紀』の齊明と天智の即位前紀にみられる。齊明即位前紀の「天萬豊日天皇、後五年十月崩す」、天智即位前紀の「天萬豊日天皇、後五年十月崩す。明年、皇祖母尊即天皇位す」とあるのがそれである。天萬豊日天皇は孝徳であり、その死没を孝徳紀は白雉五年十月十日とし、皇祖母尊＝齐明天皇の即位を齊明紀は孝徳死去の翌年の正月としている。従って、両即位前紀の後五年が、『書紀』のいう白雉五年を意味することは明らかである。この後五年という表記は『漢書』に倣ったといわれる。『漢書』文帝紀の紀年は元年から始まり十六年の次の年を後元年とし、景帝紀には「後七年六月、文帝崩」と記している。景帝紀も同様に何年・中何年・後何年という考え方をして、武帝紀には「後三年正月、景帝崩」と記している。この『漢書』の例に早く気付いた伴信友は『書紀』の記載を文帝・景帝の書き方に準拠したものと指摘している。中国での年号の最初が既に触れたように漢の武帝の建元に始まるとすれば、それに先立つ文帝・景帝の頃には年号はなかったことになる。景帝の如く（前）・中・後何年という年の区分表記は、治世中に同時代

的に使用するのは難しいと思われる。しかもこうした区分表記を年号と同様と認識し、年号として使用することも現実には困難であろう。後五年が即位前紀で使われていることは、書紀編者の認識・考えによるところが大きいと考えられる。信友のいうように文帝紀等の影響を受けたとすれば、編者は後何年の表現を単に文節的な方便として利用したのか、それともその表現が年号を前提としないものであることを承知して使用したのかどうか、ということになる。書紀編纂も後半期の大宝令制下になると、大化・白雉は「年号」として書紀紀年に組み込まれていただろう。しかしそれが上述したような背景をもつ、特に白雉は年号化された祥瑞であることは編者レベルでは承知されていたと考えられる。孝徳治世が十年であることは動かない事実として、何らかの理由で前後五年に区分し、年号としては大化・白雉各五年としたが、年号を前提としないものであることを承知の上で修辞的に後五年を使用したのである⁵¹⁾。

孝徳朝を前後五年に区別する指標は何であろうか。孝徳朝をめぐる課題の一つは、孝徳天皇と中大兄の権力と両者の関係である。実権は中大兄にあって孝徳を傀儡的存在とみるか、即位の事情はどうであれ大王（天皇）の地位につければそれなりの権力は伴い、やはり孝徳が権力を有していた⁵²⁾、と考えるかである。その際注意しておかなければならぬのは、乙巳の変が契機ではあるが、皇極天皇は『書紀』による限り史上はじめて生前譲位をし、また孝徳の後を襲つて重祚した大王であったことである。その政治的存在には重いものがあつたろう。孝徳は弟、中大兄は実の子供で乙巳の変の中心人物であった。

変後の王権の中核は皇太子中大兄、左大臣阿倍内麻呂、右大臣蘇我倉山田石川麻呂、内臣中臣鎌足、国博士僧旻・高向玄理らである。中でも

阿倍内麻呂は孝徳の妃小足媛の父であり、舒明十一（六三九）年には有間皇子が生まれるなど孝徳との深いつながりがある。また、蘇我倉山田石川麻呂も孝徳と婚姻関係を結び、女の乳娘は孝徳の妃であった。ところが大化五年三月には阿倍内麻呂が死去し、その七日後には石川麻呂は同族日向による中大兄への「讒言」で謀反の疑いをかけられ、討伐軍を差し向けられて自絶して果てた。石川麻呂の謀反は冤罪であったことが後に判明するように、この事件は仕組まれたものであり、これによつて大化の左右大臣は姿を消したのである。ちょうど内麻呂の死を契機に政権中枢から天皇に近い人物を排除したとも理解できるのであるが、その首謀者は中大兄と考えるのが順当であろう。しかも手際よく翌四月には、共に大紫の位を与えて巨勢德陀古臣（徳太）が左大臣に、大伴長徳連（馬飼）が右大臣に任せられた。長徳は白雉二年七月に、徳陀古は齊明四年正月に死去したが、彼等と孝徳との間に婚姻関係はなかつた。そしてその翌年白雉元年に白雉が出現したのであつた。こうした動きは中大兄一派による第二のクーデターともいえるであろう。おそらくこの一連の行動で中大兄は実質的に孝徳の権力に楔を打ち込み、包囲網の構築を計つたといえるのではなかろうか。これ以後孝徳との関係は悪化し、末年には孝徳を難波宮に残して、中大兄らは飛鳥に戻るという事態に立ち至るのである。

白雉元年の祥瑞儀礼は表面的には天皇の治世を寿ぐものとして執り行

われたが、巨勢大臣が奏上した賀詞に「爰に白雉、西の方より出づること有り」とあるのは、穴戸国は本州の西端に位置するので当然ではあるが、白雉＝西方が強調されているといえよう。白雉は延喜式では中瑞で「岱宗之精也」といわれているが、五行説でみると白は金の色であり、西は金の方位である。中大兄は秦の始皇帝をモデルに、五行説、特に五

行五徳説に深い関心をもち、自らの徳を近江遷都にみられるように水徳としたのではないかと考えるところがあつた。⁽⁵³⁾ 秦はもとは金徳であつたのを後に水徳に改めたことが知られるが、中大兄も秦に倣つて金徳を採用した時期が当初あつたのか、あるいは舒明系を金徳の系統と考えたのかかもしれない。

ところで白雉が穴戸（長門）国から出現したのは偶然であろうか。長門は九州、筑紫との境界であり、筑紫君磐井の「反乱」平定に派遣された物部麿鹿火に対する継体天皇の「長門より西をば朕制らむ。筑紫より西を汝制れ」という言葉は、ヤマト王権の対九州觀を表している。そのことは長門まではヤマト王権の固有の領域ということでもあるが、この白雉の出現もそうした意識を反映しているのではないか。長門までヤマト王権の徳が及ぶことになつたのである。天皇の徳が及ぶというべきが本来の姿であるが、舒明・皇極天皇の直系、その意味での舒明系に継承されるべき徳であり、孝徳は傍系として排除されることになるのであつた。

孝徳朝の白雉出現は祥瑞以上のものではなく、それが『書紀』に年号として記されるのは編纂時の造作ではあるが、この時期が近代化の一つの画期と認識されたことも与つてゐると考えられる。

（八）

ここでは残る天武朝の朱鳥について、簡単にみておくこととしよう。

『書紀』は朱鳥元年七月条に「改^レ元曰^ニ朱鳥元年」と記しているが、その表記は「改元」を使用しており、表1の「改^レ元為^ニ慶雲元年」と同類で、建元の記載に準じてゐるといえよう。また、先に述べた改元の五つの類型に当てはめると、朱鳥は祥瑞の出現による②祥瑞改元に該当

するが、朱鳥自身の出現については何も伝えられていない。

『延喜治部省式』には朱鳥はみえない。朱＝赤と看做してよければ、赤鳥・赤鷺・赤雀（上瑞）、赤狐・赤豹（中）があげられており、朱としては朱雁（中）がみえるのみである。また表2の祥瑞にも朱鳥はなく、天武九年七月条に「朱雀、南門に有り」と朱雀がみえているが、これは都城制下の南門を朱雀門といい、大路を朱雀大路ということに引かれた表記かもしれない。

朱鳥改元の記事で注意されるのは、朱鳥について「朱鳥、此れをば阿詞美苦利といふう」と割注を付していることである。人口に膾炙した言葉であれば、わざわざ訓注を付ける必要はないと思われる。訓注を付していることは、この言葉が比較的新しいものであることを示唆すると共に、朱雀でも赤雀でも赤鳥でもなく、「朱鳥」に意味があることを示していると考えられよう。またこの記事は「元を改めて朱鳥元年と曰ふ、(注略)仍りて宮を名けて飛鳥淨御原宮と曰ふ」と記され、一見、朱鳥の年号と飛鳥淨御原宮の宮名が関係しているようにもみえるが、直接の関連はないというべきであろう。(56)

朱鳥改元が祥瑞に基づくものであるならば、もっと喧伝してよさそうではないかと思われる。この朱鳥改元が少しく特異なのは結果論的ではあるが天武の死の一月半程前に行われたことである。天武の病氣回復を願ったものとしての改元というのは、祥瑞の例からしても考えにくく、三足雀のような事例とも異なっていると思われる。この月に諸王臣が天武のために觀世音像を造っているのは、病氣平癒を祈願したことである。この朱鳥に特別な意味があるとすれば、それは天武の後継者に関わることではなかつたろうか。即ち、草壁皇子を後継者として決めていた天皇と皇后は、死期を悟り、草壁の皇位繼承を確実にする一つの手段として祥瑞を利用したのではなかろうか。草壁を皇位繼承者とする決定を以下群臣に披露された。十八日には先に引用した「(略)朕初めて鴻祚登しより以来、天瑞、一二に非ずして多に至れり。伝に聞くならく、其の天瑞は、政を行ふ理、天道に協ふときには、則ち応ふと。是に今朕が世に当りて、年毎に重ねて至る。一は則ち以て懼り、一は則ち以て嘉す(略)」という詔が出され三足雀が顕彰されているが、そこには天人

相関思想が現れている。筑紫からの祥瑞はこれ以外にも天武六年に赤鳥が献上され、獲瑞者への叙位や百姓への服給復がなされたりしており、こうした記事は先の孝徳紀の白雉献上に類似している。筑紫とヤマトの歴史には微妙なものがあるが、筑紫大宰による祥瑞献上は筑紫にもヤマトの支配者の徳が行き渡るようになつたことを意味すると考えられる。先の孝徳朝の白雉＝長門から天武朝の三足雀＝筑紫へと徳に沿する範囲の拡大を示しているのである。しかも既に述べたように天武は壬申の乱を勝利して即位したことからも、その正統性の証明に気を配り、祥瑞を大いに活用したのである。

(九)

以上、冗長な論述を列ねてきたが、一先ず擋筆することとしたい。小

稿で述べてきたのは、七世紀の「年号」は大宝以後の年号とは異なるものであって、本来は祥瑞であったものを、『書紀』編纂時の八世紀初頭に「年号」として「改作」し、あるいは「捏造」したものではなかつたか、ということである。

小稿はこの問題についてほんの入り口に立ったに過ぎない。法興・白鳳・朱雀などの「私年号」には全く触れるところはなかつたが、それらについては稿を改めて考えてみたいと思っている。諸賢の忌憚のない批判を得て、さらに考察をすすめることができればと願うものである。

- (4) 瀧川政次郎、註(1)著書。
 (5) 「古代における近代化」等については、拙稿「日本國誕生覚書」(『福岡教育大學紀要』第四八号第二分冊、一九九九年)、「近江遷都と壬申の乱」(『日本書紀研究』第二十二冊、塙書房、一九九九年)を参照いただきたい。

(1) 「一世一元の原則」はすでに中国では明の時代に採用されており、洪武(太祖)・建文(惠帝)・永樂(成祖)・宣德(宣宗)などの年号にみることができる。これは讖緯説に基づく改元が衰え、即位改元以外の改元が行われなくなつたため、続く清朝もこの原則を踏襲したといわれる(瀧川政次郎『元號考證』、永田書房、一九七四年)。明治初年における「一世一元の原則」の採用は明清時代の年号の在り方に倣つたものとしても、中国皇帝に比肩する専制君主としての天皇を強く意識したものであり、近代天皇制の特色が表れているといえよう。

(2) 研究史の整理については、田中卓「年号の成立—初期年号の信憑性について」(『神道史研究』第二十五卷五・六号、一九七七年)が参考になる。

(3) 『漢書』卷六・武帝紀(中華書局)。武帝は建元に統いて、元光・元朔・元狩・元鼎・元封・太初・天漢・太始・征和の年号を定めた

と伝えられている。

- (6) 穴記の成立時期については、延暦期、承和期、弘仁(天長期)をはじめ、延暦(天長頃)の間に複数の筆者の手による加筆修正を経て成立したとする説など諸説がある(北條秀樹「令集解穴記の成立」彌永貞三先生還暦記念会編『日本古代の社会と経済』下巻、吉川弘文館、一九七八年、のち同著『日本古代国家の地方支配』に再録)。井上光貞「日本律令の成立とその注釈書」『律令』岩波書店、一九七六年、のち『井上光貞著作集』第二巻に再録)。

(7) 近江令の存否については青木和夫「淨御原令と古代官僚制」(『古代学』三巻二号、一九五四年、のち同著『日本律令國家論攷』に再録)で近江令非存在説が提起されて以来議論があるが、非存在説は今日なお有力な学説として支持する研究者は多い。

(8) 藤原宮木簡を中心に平城京木簡の一部にもみられる「某の前に白す」という表記をもつ文書がそれである。一種の上申文書であり、内容は公的性質をもつたものであるが、もともと口頭伝達されたいたものが文字で表記されるようになったために年月日を記さないという特徴がある、といわれる。この文書形式は中国六朝時代頃の文書形式に影響されたもの、との指摘がある(東野治之「木簡に現れた某の前に申すという形式の文書について」、同著『日本古代木簡の研究』塙書房、一九八三年)。

(9) 続日本紀は新日本古典文学大系本（岩波書店）、日本書紀は日本古典文学大系本（同）、養老律令は日本思想大系本（同）、令義解・令集解・延喜式は新訂増補国史大系本（吉川弘文館）によった。

(10) 東野治之氏は、『続紀』のこの記事は『唐会要』あるいは『冊府元龜』に「大略以開皇為准、正五十三条」とある准と正の二字を探つて一語としたもので原書の誤読である、と指摘された（『続日本紀』の「大略以淨御原朝廷為准正」）『日本歴史』第四五三号、一九八六年、及び「再び「大略以淨御原朝廷為准正」について」『日本歴史』第四六七号、一九八七年）。これに対して莉木美行氏は、必ずしも誤読によるとはいはず、少なくとも『続紀』は大宝律令は淨御原律令を基準として制定されたものであることを認めていたに外ならない、とされた（『大宝律令の編纂と淨御原律令』『日本歴史』第四六三号、一九八六年、及び「『大宝律令の編纂と淨御原律令』補考」『日本歴史』第四八〇号、一九八八年、のち同著『初期律令官制の研究』に補訂を加えて再録）。

(11) 東野治之、註(10)「再び「大略以淨御原朝廷為准正」について」。なお、正月に往来して拝賀の礼を行うことを禁じた文武元（六九七年閏十二月二十八日の制に「如し違犯する者有らば、淨御原の制に依りて決罰す」）（『続紀』）と規定されていることも参考になる。

(12) 拙稿「不改常典の法と食国法」（『九州史学』第九十一号、一九八八年）。

(13) 曆の公布は既述の中国皇帝の授時権能の具体化であり、この二つの曆の頒布は天皇の授時権能の発現とみることができる。『書紀』欽明十五年二月条や推古十年十月条に百濟からの曆博士の渡来

や曆本の伝來を伝えるが、その時の曆は元嘉曆であった可能性が高いといわれる。しかしながら、その現実的・政治的な意味は、持統朝の曆の頒布とは次元を異にするものと思われる。曆の問題には複雑なものがあるが、元嘉曆（宋の何承天、元嘉二十二（四四五）年施行）は平朔法による曆であり、儀鳳曆（麟德曆、唐の李淳風、麟德二（六六五）年施行）は定朔法に基づくものであって、元々の原理を異にする曆であった。この二つの曆と『書紀』の曆日・紀年にについては、小川清彦「日本書紀の曆日に就て」（『天官書』第二輯、一九四六年、のち内田正男編著『日本書紀曆日原典』、雄山閣出版、一九七八年、に再録）が基本的な研究である。参照されたい。

(14) 養老儀制令公文条について佐藤宗諱氏も「唐令拾遺にも対応条文はみられず、大宝令によって成立した条文でありそれ以前まで遡ることはできない」といわれている（「年号制成立に関する覚書」『日本史研究』第一〇〇号、一九六八年）。

(15) 元明天皇即位翌年の和銅改元も「改」の例であるが、改元の詔には「改慶雲五年而和銅元年為而御世年号_止定賜」とある（『続紀』和銅元年正月乙巳条）。

(16) 『続紀』の編纂については全四十巻の内、前半と後半で成立の背景等に違いがあることは周知のことである。淳仁紀以降はその後半部に当たっている。なお、後述するように『続紀』の祥瑞記事について『続紀』編纂過程と関連させて考察したものに、福原栄太郎「祥瑞考」（『ヒストリア』第六十五号、一九七四年）がある。氏によれば、『続紀』前半の祥瑞記事は元日奏瑞の記録、後半の記事は太政官への報告記事を中心と編纂されたと考えられる、といわれる。

(17) 佐藤宗諱氏もこの表記は「きわめて八世紀的であり、年号が連

統的に使用されるようになつてからの記載様式に近いのである」といわれる（註14論文参照）。

(18)『古事類苑』歳時部・年号にすでに整理され、指摘がなされている。

(19)令条に災異の文字がみられるのは養老公式令50国有瑞条・雜令8秘書玄象条であるが、その他に「災」については僧尼令1觀玄象条に「災祥」、考課令65殊功異行条に「災蝗」がある。これらの語句は、『令集解』の古記によつて大宝令にも存在したことがわかる（但し、『令集解』は雜令を欠く）。

(20)那珂通世氏は、識緯説に基づいて推古九（六〇一、辛酉）年を基準に一部十二百六十年（干支一巡＝六十年の二十一倍）遡らせたものという（『増補 上世年紀考』、三品彰英増補、養徳社、一九四八年）。また早く、三善清行は昌泰四（九〇一）年の『革命勘文』（『群書類從』第二十六輯、巻四六一）で、齊明七（六六一）年辛酉を基準に千三百二十年遡らせたとするが、那珂説が妥当であろう。正之氏は、陰陽の極を代表する九八の両数を合わせたものであり、天地の道に協い、管子の所謂万物を開き一統を総ぶるものである、といふ（『近江奈良朝の漢文学』、養徳社、一九四六年）。

(21)額説は「若得レ瑞人明自知ニ大瑞者自表奏耳、更不レ可レ申レ国者、違諸説何」という。

(22)この点について福原氏は註(16)論文で、養老四年以前にも祥瑞報告の規定・或いは慣行が存在していたこと、太政官符ではなく弁官口宣という軽便なことから改定内容はさして重要なものではない

が内容は不明であること、国司が祥瑞のランクを判断する形態から治部省が全ての祥瑞を勘当することに改められたとは考え難く、治部省の祥瑞勘当は養老四年以前においても同様であった、といわれる。他方、氏は養老公式令国有瑞条からすれば、令制上では大瑞と上瑞以下の識別は国司にゆだねられているといえよう、ともいわれている。また、氏は弁官口宣で改められたのは、從来治部省から直接太政官に勘当の結果大瑞とされるものを報告していたのを、弁官に申送するようになった点にあるとされ、職能上からは弁官と太政官は対置されるべきものであつて、口宣の太政官は狭義の太政官であるとして、弁官は太政官に包摂されるとみる東野説を批判されている。福原氏はこの弁官口宣の内容を「先ず太政官に報告される祥瑞は治部省に付され、治部省において勘当を加えた後、大瑞ならば弁官に報告し、上瑞以下であつたならば更に作成して太政官に十二月の終りに進める」と理解している。口宣が「太政官申符瑞者」と述べていることからすれば、「申送弁官」は治部省との窓口、養老職員令にいう左大弁の職務「受付庶事・署文案」など意味していると考えてよいのではなかろうか。

(23)東野治之「飛鳥奈良期の祥瑞災異思想」（『日本歴史』第二五九号、一九六九年）。東野氏は天武朝以降の祥瑞記事について、祥瑞進献の範囲が持統朝初年を境に地域的に拡大する、祥瑞の種類及び進献の時日が養老前後から固定する、靈龜以後の皇嗣決定には常に祥瑞が結びついている、天平末年以後は祥瑞を仏教に附会する傾向が現れる、とその特徴を指摘されている。

(24)東野治之、註(23)論文。大宝律令の完成・施行直前の大宝元年正月朔日の朝賀の儀は、「文物の儀、是に備われり」と『統紀』が

高らかに謳いあげたように、「近代國家」の完成を宣言するものであつた。その三日後の四日に「天皇、大安殿に御しまして祥瑞を受けたまふこと、告朔の儀の如し」と祥瑞の奏上がなされたことが記されている。これは大宝令にすでに組み込まれていた既述したような令規定を前倒ししたものと考えてよいであろう（新日本古典文学大系『続日本紀』一、岩波書店、一九八九年、補注二一四を参照）。（25）何を祥瑞と認めるか幾許かの危惧はあるが、このことについては福原氏の註（16）論文に言及がある。表2やそれ以外の祥瑞についても、数え方によれば若干の変動が生じる場合もあるかと思われる。

（26）天智紀には「邑中に亀を獲たり。背に申の字を書せり。上黄に下玄し。長さ六寸許」（九年六月条）の記事があり、天平改元時の背に「天王貴平知百年」の文字をもつた亀の出現を彷彿とさせる。

人為的に仕組まれたものであるとしても、後者は祥瑞とみてよいが、前者は壬申の乱の予兆的記事とみなされるもので、祥瑞に分類してよいか疑問が残る。註（5）の拙稿「近江遷都と壬申の乱」を参照されたい。

（27）『書紀』では垂仁三十四年三月条や仁徳元年一月条に瑞の字がみえるが、それ以外は具体的な「物」としての祥瑞である。註（25）にも触れたように何を祥瑞と認めるかは微妙なものがあるが、雄略十一年五月条の白鸕鷀などを除くと、わが国での祥瑞が舒明紀以降にしか現れないことは、祥瑞の受容が相対的に新しいことを示唆しているといってよいであろう。

（28）小島憲之『上代日本文学と中国文学』上（塙書房、一九六三年）。

（29）「図書」は儀制令祥瑞条にみられる讃緯祥瑞関係の書物の類である。『続紀』には熊氏瑞應図（養老七年十月条）・孫氏瑞應図（延暦

四年五月条）、顧野王符瑞図（神護景雲二年九月条）、孝經援神契（養老七年十月条）などの中国書の名がみえる。また、神護景雲二年九月条に「瑞式を勘ふるに、白鳥は是れ中瑞と為り」とある「瑞式」は、『延喜式』治部省式の前身の如きものであろう。

（30）福原氏も註（16）論文で、「この記事から少なくとも組織的に祥瑞の判定をなす機構は未だ整備されておらず、それらは専ら外来文化に詳しい知識を持つている者達によつてなされていたと推測することはできよう」といわれている。

（31）拙稿「大宰府覚書」（『福岡教育大学紀要』第五十三号第二分冊、二〇〇四年）、「大宰府覚書（二）」（『福岡教育大学紀要』第五十四号第二分冊、二〇〇五年）を参照いただきたい。

（32）内藤乾吉「近江令の法官・理官について」（『法学雑誌』第四卷第一号、一九五七年、のち同著『中国法制史考證』に再録）。内藤氏は、わが国の理官は治部省の前身であり、治部省の職掌が隋唐の礼部のそれに等しいことからも礼部に相当することは疑いのないところである。その理官の名称は、特定の官名ではなく普通名詞に過ぎない中国の理官に由来するものではなく、古典に「礼は理なり」とあるように何らかの理由によって礼を理に変えて理部としたのであろう、といわれる。

（33）礼部の職掌については、仁井田陞（池田温編集代表）『唐令拾遺補』（東京大学出版会、一九九七年）による。

（34）内藤乾吉、註（32）論文。

（35）拙稿、註（5）論文。

（36）皇極元年七月条の白雀は蘇我臣入鹿の豎者が獲たとする。他には三年三月条に兎田郡の押坂直らの紫菌＝芝草？、同年六月の大伴

馬銅連の本異末連＝連理の木？の「百合花などが知られる。なお、大伴馬銅は長徳のことと、白雉期の右大臣である。

(37) 慶雲改元では神馬・慶雲の出現の後に、「詔」を発して改元を宣言しているので、表記上は大宝と和銅以下の中間的なものといえないことはないが、和銅改元以降の詔にみられるような説明がないので、やはり大宝改元の場合に準じるものと扱ってよいかと思われる。他に孝謙天皇の天平勝宝改元が該当するが、今は『書紀』との関係で養老年間までについて考えることとする。

(38) 『寧樂遺文』下巻(東京堂出版)。碑文は断片であつて全文は残っていないが、『帝王編年記』大化二年条によつて補うことができ

る。薮田嘉一郎「宇治橋造橋碑」は、道登説否定、延暦十六年建碑説を提示する(同著『日本上代金石叢考』、河原書店、一九四九年)。

なお、近年、国立歴史民俗博物館は碑の造営に用いられた尺度が前期難波宮の造営尺度に近く、年代が七世紀後半までに納まる可能性が高くなつた、との見解を公表している(国立歴史民俗博物館編『古代の碑』、一九九七年)。

(39) 本縁起の大化三年歳次戊申は、『書紀』紀年では四年に当たる。三年は丁未である。

(40) 木簡学会編『木簡研究』第一九号(一九九七年)。

(41) 木簡学会編『木簡研究』第二二号(一〇〇〇年)。なお、「戊申年」木簡をめぐつては『東アジアの古代文化』一〇三号(大和書房、二〇〇〇年)に「難波宮出土の木簡と大化革新」の特集が組まれている。

(42) 平安時代以降になると改元時に勘者を任じ、経史の中から好字を選び、出典を明らかにして年号候補を上申する年号勘文が作成さ

れるようになるが、奈良時代にはそうした制度は未だ確立していないかったと思われる。

(43) 森鷗外「元號考(稿本)」(『鷗外全集』第二十巻、岩波書店、一九七三年版)や『続日本紀』一(岩波書店、新日本古典文学大系本、補注2—三五)を参照。

(44) 『書紀集解』は「尚書大誥曰肆予大化誘我友邦君」をあげている。

(45) わが国の年号で大がつくのは、この二例以外には、大同・大治・大永と大正の四例があるが、平安期以降であるので今は触れない。

(46) 拙稿「大宰府覚書(三)」(『福岡教育大学紀要』第五十五号第二分冊、一〇〇六年)。

(47) 『書紀』には大伴馬銅(馬甘)の名はみえないが、『上宮太子伝補闕記』及び『聖德太子伝暦』には山背大兄を攻めた側に名がみえている。『書紀』の別伝「或本」にみえる倭馬銅首と関係があるかも知れない。馬銅と同時に左大臣に任じられた巨勢臣徳太は上宮王家討伐軍の將軍である。なお、この事件に中大兄も関与していくことについては、拙稿「上宮王家と中大兄皇子」(『日本書紀研究』第十五冊、塙書房、一九八七年)を参照いただきたい。

(48) 佐藤宗諱氏は註(14)論文で、大化は祥瑞を伴わない代始年号であること、その「改一為」の表記は極めて八世紀的であることなどから、「日本書紀に記された大化の年号は八世紀に述作された可能性がきわめて濃厚である」といわれる。また、氏は「七世紀の年号はただそれが断続的のみならず、その性格・機能の面においても全国的・画一的なものではなかつたと推測され、国家的な年号は未だ

成立してはいなかつたとおもわれる」といわれるが、後に述べるようこの点は同意できない。

また、大化改新否定説の立場から原秀三郎氏は、孝徳朝の年号大化について、持統朝の大化こそが実在の年号であり、『書記』編纂過程において持統大化を抹消し、その名のみを孝徳即位にかけて遡上追建したもので虚構である、といわれる（「二つの大化年号と孝徳大化の虚構性」『日本古代国家史研究』第三編、東京大学出版会、一九八〇年）。しかしながら、氏の力説にも拘わらず、持統大化の実在を認めることは困難であり、いささか強引といわざるを得ず、氏説には与し得ない。

（49）僧旻の回答などに『芸文類聚』によつて文を成した所があることが指摘されている。小島憲之、註⁽²⁸⁾著書参照。

（50）伴信友「年號の論」（『伴信友全集』第四「長等の山風附録二」、国書刊行会、一九〇七年）。なお、信友は白雉五年と書かなかつたのは、後代の如く年号を重事としなかつたからで、続紀以後の例では白雉五年と書くところであるが、書紀改削時に改めるべきを疎にして漏れたから旧文が遺つたのである、としている。

（51）田中卓氏は註⁽²⁾論文で、後五年を孝徳朝における兩度改元の「後の改元（即ち白雉五年）」という意味と解し、制定された白雉が後に廢止されたため即位前紀では単に「後」に書き改めたか、元來「後」と記されていたのがその後に本文だけ白雉と追号改筆されたかのいずれかであるとされ、結論的には後者の白雉に追号改筆されたと考えるのが妥当といわれる。

（52）例えば森公章氏は、中大兄・鎌足が権力を実質的に掌握するの天智朝を待たねばならず、孝徳朝では実權は孝徳にあつた、とい

われる（「中臣鎌足と乙巳の変以降の政權構成」『日本歴史』第六三四号、二〇〇一年）。

（53）註(5)の拙稿「近江遷都と壬申の乱」を参照いただきたい。

（54）谷川士清は『日本書紀通證』卷三十（影印本、臨川書店、一九七八年）で、「雖有孝徳天皇之大化白雉、天武天皇之朱鳥而紀二時之瑞未為定式」と記している。

（55）嵐義人氏は、朱鳥は飛鳥乃至飛鳥淨御原に代わる称号として定められたものと推定され、両者が意味上表裏の関係をなすものならば、天武の親政期でなくなり飛鳥淨御原治天下天皇之世といえなくなつた代わりに朱鳥を以つて紀年の標としたもの、といわれる。氏は、大宝以前の年号は、皇位繼承上から治天下を唱えがたい天皇の御宇において、某宮治天下天皇之世の称に代わるべきものとして慣用されてきた紀年法で、元号とは区別すべき性格を有するものといわれる（「大宝以前における年号の性格」『神道史論叢』、国書刊行会、一九八四年）。

（56）大海人皇子（天武）は火徳を主張したが、そのこととヤマト王権の伝統的な基盤のアスカを組み合わせて朱鳥という語を作り、そのためアカミドリの訓みを必要としたのであろうか。

（57）長洋一「筑紫大宰の祥瑞献上」（『福岡県地域史研究』第八号、一九八八年）。